

播磨圏域における観光客データ分析結果
を踏まえたモデルコース設計等業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月
姫路市

1 募集の概要

(1) 業務名

播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務委託

(2) 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 業務の目的及び概要

姫路市（以下「本市」という。）が属する播磨圏域連携中枢都市圏（以下「播磨圏域」という。）においては、本市を中心とする観光需要の集積がみられる一方、播磨圏域での周遊促進、滞在時間の延伸、観光消費額の向上及び再訪促進については、十分にデータを活用した戦略設計ができていない課題がある。

本業務は、3か年事業の2年目に位置づけられ、令和7年度に本市が実施した外部トレンド、口コミ、意識、来訪人流、消費動向等に関する調査・分析結果（以下「分析結果」という。）を活用するものである。これにより、播磨圏域における観光需要の実態及び将来動向を把握し、エビデンスに基づくツアー設計、販売促進事業の実施、および当該事業の効果検証を行うことを目的とする。

本年度は、1年目に実施したデータ分析の結果を用いて、具体的なツアー設計およびモニターツアーの実施並びにモニターツアーに対する誘客プロモーションを実施する。また、実施したモニターツアーの結果やアンケート調査等の分析結果を踏まえ、3年目におけるツアー販売および誘客プロモーションの展開を予定している。

※播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の8市8町をいう。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。

- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
- ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

- (9) 令和3年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体、観光庁の観光地域づくり法人登録制度に基づき登録されている観光地域づくり法人又は地域における観光振興を目的として設立された法人（観光協会等）が発注した、類似業務の履行実績を有すること。

※類似業務とは、観光客の周遊・滞在・消費・再訪の促進を目的として行われる業務で次のいずれかの業務を含むものをいう。

- ・人流データ、位置情報データ、アンケートその他の調査結果を踏まえ、観光導線又はモデルコースを企画・設計した業務
- ・モニターツアー、実証ツアーその他これに類する試行的なツアーの企画・運営及び効果検証を行った業務
- ・販売するツアー商品について、対象市場やターゲット層等を絞って実施された、誘客プロモーションに関する業務

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局観光コンベンション室観光地域づくり担当（以下、「観光コンベンション室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2121

FAX (079) 221-2101

E-mail: kanko@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年（2026年）7月1日（水）から同年9月7日（月）まで本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	観光コンベンション室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年7月 1日（水）
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年7月17日（金）午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和8年7月22日（水）

4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年7月28日(火)午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年7月31日(金)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年8月7日(金)午後4時
7	提案内容のヒアリング	令和8年8月18日(火)(予定)
8	契約候補者の特定	令和8年8月25日(火)
9	契約候補者の通知	令和8年8月26日(水)
10	契約相手方の決定	令和8年8月31日(月)(予定)
11	契約締結予定日	令和8年9月7日(月)(予定)
12	審査結果の公表	令和8年9月8日(火)(予定)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状(様式1)(本市の業者登録がない事業者に限る。)
- (イ) 参加表明書(様式2)
- (ウ) 履歴事項全部証明書(法人の場合。令和8年4月1日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。)
- (エ) 業務実績調書(様式3)
- (オ) 関連企業申告書
- (カ) 姫路市税の納税証明書(滞納無証明書)(公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。)
- (キ) 国税の納税証明書(個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。)(公告日以後に発行されたものの原本又は写し)

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年(2026年)7月1日(水)から同月17日(金)まで 本市の休日を除く。
----------------	---

配布場所	<p>観光コンベンション室</p> <p>(参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。</p> <p>(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033668.html))</p>
------	--

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

観光コンベンション室

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年7月15日（水）午前9時から同月17日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年7月22日（水）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。併せて、参加資格があると認めたものに対しては、分析結果に係る資料一式を電子メールで送付する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年7月28日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下

「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることが出来る。

ア 提出書類

質疑書(様式5)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所(送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出場所(送信先アドレス)

kanko@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年7月28日(火)午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年7月31日(金)午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類(提案資料)

姫路市ホームページに掲載する「播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務委託提出書類(提案資料)」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式6～8(各添付資料を含む。)には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

観光コンベンション室

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年8月5日（水）午前9時から同月7日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案内容に係る疑義について確認するための聞き取り調査（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務審査委員会（以下、審査委員会）において実施する。

ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
業務遂行能力	(1) 業務実施体制	① 本業務の遂行に十分な人員体制が確保されているか。 ② 各業務の実施体制及び役割分担が明確であり、観光コンベンション室との協議・調整を適切に行える内容となっているか。 ③ データ利活用に長けた専門人員（統計検定取得者、ウェブ解析士等）の配置等、データの利活用を業務に反映することができる体制となっているか。	14点	40点
	(2) 業務計画	① 事業期間内に、設計、調整、実施、検証までを遅滞なく効率的に進める工程が示されているか。	5点	

	<p>(3) 実績（類似業務の履行実績）</p>	<p>① 令和3年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体、観光庁の観光地域づくり法人登録制度に基づき登録されている観光地域づくり法人又は地域における観光振興を目的として設立された法人（観光協会等）が発注した、類似業務の履行実績を有しているか。 （最大3件までを評価対象とする。） ※類似業務とは、観光客の周遊・滞在・消費・再訪の促進を目的として行われる業務で次のいずれかの業務を含むものをいう。</p> <p>ア 人流データ、位置情報データ、アンケートその他の調査結果を踏まえ、観光導線又はモデルコースを企画・設計した業務</p> <p>イ モニターツアー、実証ツアーその他これに類する試行的なツアーの企画・運営及び効果検証を行った業務</p> <p>ウ 販売するツアー商品について、対象市場やターゲット層等を絞って実施された、誘客プロモーションに関する業務</p> <p>※評価点の算出方法 1件の履行実績について、類似業務として示した上記ア～ウの業務のうち、該当する業務の数に応じて評価する。</p> <table border="1" data-bbox="564 1160 1125 1272"> <tr> <td>1つに該当</td> <td>1点/件</td> </tr> <tr> <td>2つに該当</td> <td>3点/件</td> </tr> <tr> <td>3つに該当</td> <td>7点/件</td> </tr> </table> <p>例1：モニターツアーの催行及び当該モニターツアーの販売促進を実施した事業を類似業務1件目として提出した場合 上記イ及びウの2つに該当するため、3点/件</p> <p>例2：消費データに基づいたツアー設計、販売を実施した事業を類似業務2件目として提出した場合 上記アの1つのみに該当するため、1点/件</p> <p>例3：事業者が販売している若年層向けツアー商品について、インフルエンサーを起用したマーケティングを実施した事業を類似業務3件目として提出した場合 上記ウの1つのみに該当するため、1点/件</p> <p>合計：3点+1点+1点=5点</p>	1つに該当	1点/件	2つに該当	3点/件	3つに該当	7点/件	<p>21点</p>	
1つに該当	1点/件									
2つに該当	3点/件									
3つに該当	7点/件									

提案内容	(1) 本業務及び播磨圏域に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ① 播磨圏域の各市町が有する観光資源の魅力と課題の把握ができているか。 ② 播磨圏域の観光資源に精通しているか。 ③ 分析結果を踏まえ、その利活用に工夫がある事業提案となっているか。 	15点	75点
	(2) 分析結果に基づくモデルコースの設計	要求水準書を踏まえたモデルコースの作成能力はあるか。	30点	
	能力評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 実現可能なコース設計となっているか ② 関係機関との調整方法が具体的に示されているか 	10点	
	内容評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 播磨圏域の観光資源を活用し、独自性のある内容であるか ② 圏域内の周遊時間延長につながる内容となっているか ③ 観光消費額の向上に資する内容となっているか ④ 再訪促進に資する内容となっているか ⑤ 分析結果を踏まえた、ターゲットやコンセプトが明確な設計となっているか 	20点	
	(3) 誘客プロモーションの実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象市場及びターゲット層が明確に整理され、国内向け及びインバウンド向けの双方に応じて、訴求テーマ及び表現方法等に誘客への工夫がなされる計画となっているか。 ② Webサイト、特設ページ、SNS、動画、記事コンテンツ、広告配信、インフルエンサー活用、メディア連携又はイベント連動等の手法について、目的に応じた効果的な組合せが示されているか。 ③ 播磨圏域周遊の魅力を訴求し、モデルコースの販売促進につながる内容となっているか。 ④ 誘客プロモーションの効果を把握するための指標が、客観的に設定されているか。 	20点	
(4) モニターツアーの実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ① モニターツアーの募集方法、参加者の募集方法、催行確保の方策及び再募集の考え方が事業目的に照らして妥当であるか。 ② 参加者の属性把握、満足度の把握、改善点の抽出及び有効回答の確保に向けた工夫が、実効性のあるものとなっているか。 	10点		

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式6に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、100点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{事業費 (受託希望金額)})$$

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の平均点と提案金額に関する評価点の合計により算出する。(満点125点)なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

エ 最低点

提案者の提案内容に関する評価点は30点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定しない。また、提案者が1者であっても最低基準点を下回る場合は契約候補者として選定しない。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年8月25日（火）に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年8月28日（金）午後4時までに、本件業務の見積書を観光コンベンション室に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年9月7日（月）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者

- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第〇〇〇号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙「播磨圏域における観光客データ分析結果を踏まえたモデルコース設計等業務審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を観光コンベンション室まで提出すること。なお、登録業者であり、かつ電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033668.html>)